

鹿行地域感染等対策ネットワーク連絡会運営要項

(目的)

第1条 複数の抗菌薬が効かない多剤耐性菌の広がりや感染症にかかりやすい高齢患者の増加など、院内感染対策への対応が一層困難になっていることから、各医療機関のアウトブレイクに対して支援するため、地域の医療機関相互のネットワークを構築することを目的とし、鹿行地域感染等対策ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）を設置する。

(役割)

第2条 ネットワークは次に掲げる事項について協議検討を行う。

- (1) 各医療機関が取り組む院内感染対策への支援に関すること。
- (2) 院内感染発生等の緊急時における適切な対応及び再発防止への支援に関すること。
- (3) 各医療機関における情報共有に関すること。
- (4) アクティブサーベイランスに関すること。
- (5) その他医療機関の感染症対策に関すること。

(組織)

第3条 ネットワークの構成員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 鹿島医師会の代表
- (2) 水郷医師会の代表
- (3) 鉾田保健所管内病院長
- (4) 茨城県鉾田保健所長
- (5) 茨城県潮来保健所長
- (6) 院内感染対策に関し専門的な知識を有する医師等
- (7) その他、会長が必要と認める者

2 ネットワークに会長及び副会長を置く。

3 会長は、構成員の互選により選任し、副会長は、会長が指名する。

4 会長はネットワークを統括し、会議の議長となる。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は会長が必要に応じて招集し、開催するものとする。

- 2 会長は会議の議長となる。
- 3 会長は必要と認めるときは、構成員以外の者を連絡会に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

(事務局)

第5条 ネットワークの事務局は、なめがた地域医療センター内に設置する。

- 1 事務局は以下の者で構成する。
 - (1) なめがた地域医療センター 院内感染対策チーム
 - (2) なめがた地域医療センター 事務次長
 - (3) その他、会長が必要と認める者
- 2 事務局員は、連絡会からの要請により、医療機関等の感染対策を支援する。
- 3 やむを得ない事情によりネットワークを開催できないときは、会長が事務局員への指示を専決できるものとする。

(相談機関)

第6条 銚田保健所は、当事業の円滑な運営を図るため、必要に応じて事務局に対して助言等を行うものとする。

(委任)

第7条 この要項に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

- この要項は、平成24年1月30日から施行する。
この要項は、平成26年1月31日から施行する。
この要項は、平成28年1月22日から施行する。
この要項は、平成29年2月3日から施行する。